

**議案第38号 習志野市基本構想を議会の議決すべき事件として定める条例の  
制定について**

地方自治法が平成23年8月1日に改正され、基本構想策定の根拠が廃止されました。

今後も、市民総意のもとに基本構想を定めるため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、「習志野市基本構想」を議会の議決事件として定める条例を制定するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

## 議案第39号 習志野市子ども・子育て会議条例の制定について

子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、平成27年4月以降に子ども・子育て支援新制度が実施される予定となっております。

これに向けた準備及び「子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めるに当たり、子育て当事者、関係機関等の意見を踏まえ調査審議を行う機関として、子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）第77条第1項の規定に基づき「習志野市子ども・子育て会議」（以下「会議」といいます。）を設置するため、制定するものです。

職 務	<p>会議は、法第77条第1項に規定する次の事務を処理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見を述べること。</li> <li>・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見を述べること。</li> <li>・ 子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。</li> <li>・ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</li> </ul>
組 織	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議は、委員15人以内で組織します。</li> <li>2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができるものとします。</li> </ol>
委 員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱することとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者</li> <li>・ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者</li> <li>・ 子どもの保護者</li> <li>・ 市民</li> <li>・ その他市長が必要と認める者</li> </ul> </li> <li>2 市民から委員を委嘱しようとするときは、公募を行います。</li> <li>3 臨時委員は、特別な事項に関し専門的知識を有する者から市長が委嘱します。</li> </ol>
任 期	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員の任期は2年とし、再任できるものとします。</li> <li>2 臨時委員の任期は、特別の事項に係る調査審議が終了するまでとします。</li> </ol>
資料提出の 要求等	<p>会議は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができることとします。</p>

（施行期日）

公布の日から施行します。

**議案第40号 習志野市税条例等の一部を改正する条例の制定について**

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、改正するものです。

**市民税関係**

1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長・拡充

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置を、居住年（居住を開始した日の属する年）が平成29年であるものまで4年間延長します。

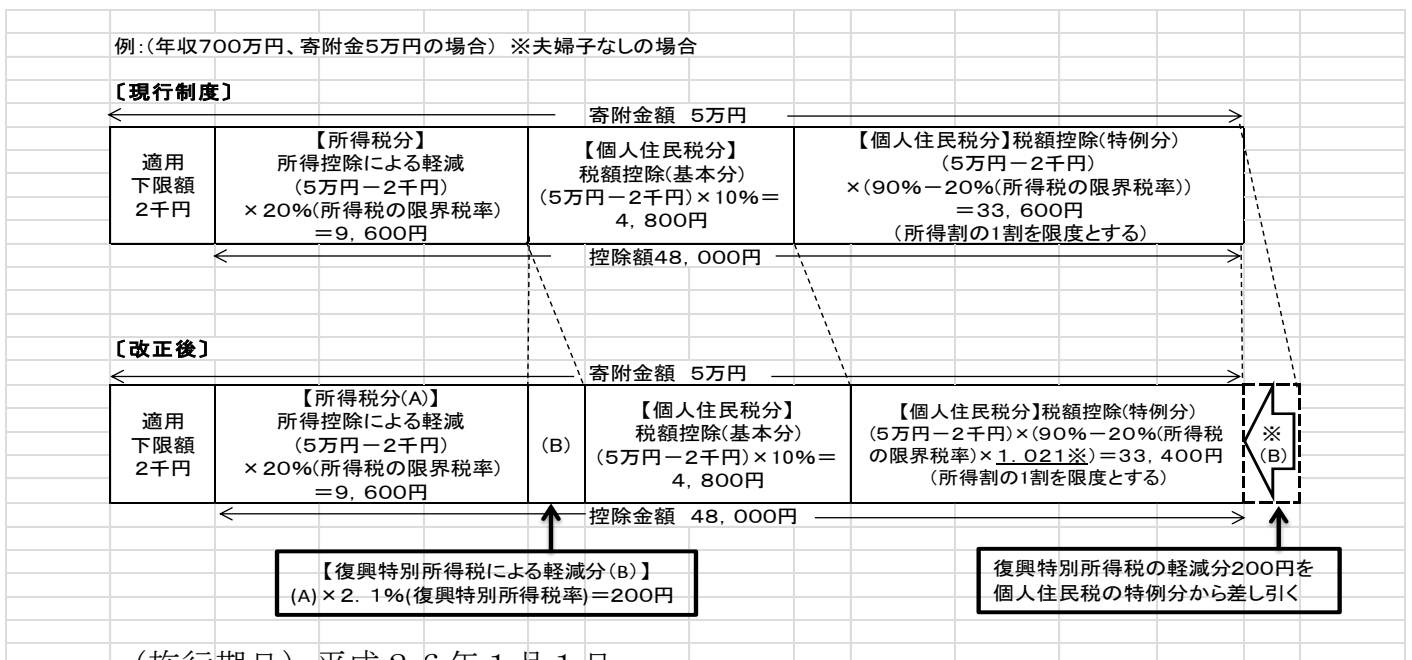
また、平成26年4月から平成29年12月までに居住を開始した者に対する個人住民税の住宅ローン控除を次のとおり拡充します。（東日本大震災による再建住宅の再取得に係る住宅ローン控除の適用期間についても同様に延長・拡充を行います。）

居住年	現 行	延 長	延長（拡充）
	（～平成25年12月）	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除 限度額	所得税の課税総所得金額等の <b>5%（最高9.75万円）</b>		所得税の課税総所得金額等の <b>7%（最高13.65万円）</b>

（施行期日）平成27年1月1日

2 ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることとなります。これを踏まえ、ふるさと寄附金に係る市県民税の特例控除額の見直しを行います。



（施行期日）平成26年1月1日

## 3 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例

東日本大震災により所有する居住用家屋が滅失等をして居住することができなくなった者が、当該家屋の敷地である土地等を譲渡した場合には、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるものとしています。

この特例について、その者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）についても、被相続人が当該家屋を取得した日から所有していたものとみなして、適用を受けることができることとします。

（施行期日）平成26年1月1日

## 延滞金の見直し

- 1 延滞金について、国税の見直しに合わせ、当分の間の措置として、次のとおり利率を引き下げます。

	改正前	改正後
年14.6%の割合	特例措置なし <u>14.6%</u>	特例基準割合 <sup>※1</sup> に年7.3%を加算した割合 <u>9.3%<sup>※2</sup></u>
年7.3%の割合（納期限後1月以内の延滞金の割合）	旧特例基準割合（日本銀行法に定める商業手形の基準割引率に4%を加算した割合） <u>4.3%</u>	特例基準割合に年1%を加算した割合 <u>3.0%<sup>※2</sup></u>

※1 「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

※2 改正後の割合は、特例基準割合において財務大臣が告示する割合を年1%とした場合の割合で算出しています。

- 2 なお、この延滞金の見直しについては、市税条例に合わせて、債権管理条例、国民健康保険条例、後期高齢者医療に関する条例及び介護保険条例についても、同様に改正し、適用します。

（施行期日）平成26年1月1日

**議案第41号 習志野市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について**

習志野市中小企業資金融資運営委員会の構成委員及び任期について、次のように改正するものです。

- (1) 構成委員につき、「市議会議員」を「学識経験者」に改正します。
- (2) 構成委員につき、「市の職員」を条例から除きます。
- (3) 任期につき、「在任又は在職中」を「2年」に改正します。

(施行期日)

公布の日から施行します。

**議案第42号 習志野市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

習志野市自転車等放置防止対策協議会の構成委員のうち、「市議会議員」を条例から除く改正を行うものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

**議案第43号 習志野市有害図書規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

習志野市青少年有害図書審議会の構成委員のうち、「市議会議員」を条例から除く改正を行うものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

**議案第44号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）**

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

習志野市香澄在住の女性2名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅香澄団地及び駐車場を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃等を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃及び駐車場使用料を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これらを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

**議案第45号 訴えの提起について（市営住宅明渡等請求事件）**

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

習志野市泉町在住の男性

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅泉団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

**議案第46号 訴えの提起について（市営住宅明渡し等請求事件）**

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものです。

1 相手方

習志野市東習志野在住の女性

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、市に対し、市営住宅東習志野団地を明け渡すこと。
- (2) 相手方は、市に対し、滞納家賃を支払うこと。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 事件の要旨（事件の概要、訴えの提起の理由）

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、訴えにより市営住宅の明渡し等を求めるものです。

**議案第47号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること  
について**

固定資産評価審査委員会の委員であります大野 勝久（おおの かつひさ）氏が平成25年7月29日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市谷津  
氏 名 大野 勝久  
生年月日 昭和23年3月13日  
任 期 3年

**議案第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

人権擁護委員であります日名子 規子（ひなご のりこ）氏が平成25年9月30日をもって任期満了となることから、次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市藤崎  
氏 名 麻生 博子（あそう ひろこ）  
生年月日 昭和26年1月9日  
任 期 3年



**議案第49号 工事委託契約の締結について（津田沼浄化センター汚泥処理設備改築工事）**

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 津田沼浄化センター汚泥処理設備改築工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 598,000,000円
- 4 契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号  
日本下水道事業団  
理事長 谷戸 善彦
- 5 工事場所 習志野市芝園三丁目3番1号
- 6 工事期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで
- 7 工事概要 汚泥処理設備の改築更新工事  
機械濃縮機 1基  
運転操作設備 1組  
監視制御設備 1組

**議案第50号 工事委託契約の締結について（秋津污水中継ポンプ場改築工事）**

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 秋津污水中継ポンプ場改築工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 442,000,000円
- 4 契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号  
日本下水道事業団  
理事長 谷戸 善彦
- 5 工事場所 習志野市秋津五丁目20番1号
- 6 工事期間 契約締結の日から平成27年3月31日まで
- 7 工事概要 污水中継ポンプ場の改築更新工事  
土木・機械改築工事 一式  
電気設備改築工事 一式  
耐震補強改築工事 一式